

別紙1-1（機構の造作又は工作物を撤去して造作又は工作を行うものであり、かつ、賃貸借契約終了時の原状回復義務を免除するものである場合以外の場合）(ト)

(住宅・施設標準様式)

令和 年 月 日

模 様 替 え 等 承 諾 申 請 書

独立行政法人都市再生機構 支社
支社長 殿

団地
第 街区第 号棟第 号室
賃借人
〔連絡先：TEL () 〕

下記のとおり模様替え等を行いたいので、設計図面等を添付し、申請します。なお、承諾のうえは下記誓約事項を堅く守り後日異義の申立ては行いません。

記

模 様 替 え 等 の 種 類	住宅内・施設内一部模様替え、住宅・施設内工作、賃貸施設に係る工作物設置、その他
模 様 替 え 等 の 内 容	
目 的 又 は 理 由	
施 行 方 法 ・ 使 用 資 材 等	
使 用 期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日・退去日まで

〔誓約事項〕

- 1 機構が定める「模様替え等工作基準」を遵守して、模様替え等を施工すること。
- 2 模様替え等の施工に際して、第三者に損害を与えないように十分留意し、万一損害を与えたときは、私の責任において問題の解決にあたること。
- 3 模様替え等に係る造作及び工作物について、機構が請求したとき又は賃貸借契約が終了したときは、直ちに私の負担で撤去し、原状回復し又はその費用を負担すること。
- 4 機構から模様替え等部分の原状回復を免除されたときでも、賃貸借契約終了時に当該部分に汚損、破損等あるときは、その修復費用を負担すること。
- 5 模様替え等に係る造作及び工作物についての買取請求権及び有益費償還請求権を放棄すること。
- 6 その他機構が指示する事項に従うこと。

以 上

別紙1-2（機構の造作又は工作物を撤去して造作又は工作を行うものであり、かつ、賃貸借契約終了時の原状回復義務を免除するものである場合）(ト)

令和 年 月 日

模 様 替 え 等 承 諾 申 請 書

独立行政法人都市再生機構 支社
支社長 殿

団地
第 街区第 号棟第 号室
賃借人
〔連絡先：TEL () 〕

下記のとおり模様替え等を行いたいので、設計図面等を添付し、申請します。

この模様替えは、私の申請により機構の造作又は工作物（以下「造作物等」といいます。）を撤去して造作又は工作を行うものであることから、造作物等についての買取請求権及び有益費償還請求権を放棄すること、並びに賃貸借契約終了時の原状回復義務を免除された場合にあっては、私の設置した造作物等を残置するとともに、当該造作物等に汚損、破損等があるときは、その補修費用を負担することを了承し、承諾のうえは、下記事項を堅く守り後日異義の申立ては行いません。

記

模 様 替 え 等 の 種 類	住宅内一部模様替え
模 様 替 え 等 の 内 容	
目 的 又 は 理 由	
施 工 方 法 ・ 使 用 資 材 等	
使 用 期 間	令和 年 月 日から令和 年 月 日・退去日まで

〔誓約事項〕

- 1 機構が定める「模様替え等工作基準」を遵守して、模様替え等を施工すること。
- 2 模様替え等の施工に際して、第三者に損害を与えないように充分留意し、万一損害を与えたときは、私の責任において問題の解決にあたること。
- 3 私の設置した造作物等について、機構が請求したときは、直ちに私の負担で撤去し、原状回復し又はその費用を負担すること。
- 4 その他機構が指示する事項に従うこと。

以 上

別紙4-1（機構の造作又は工作物を撤去して造作又は工作を行うものであり、かつ、賃貸借契約終了時の原状回復義務を免除するものである場合以外の場合）(ト)

令和 年 月 日

簡易模様替え等届

独立行政法人都市再生機構 支社
支社長 殿

団地
第 街区第 号棟第 号室
賃借人

下記のとおり模様替え等を行いたいので、設計図面・製品カタログを添付し、届け出ます。

記

1 模様替え等の内容（該当する番号を記入してください。）

2 模様替え等の条件

(1) 機構が定める「模様替え等工作基準」を遵守して、模様替え等を施工すること。

(2) 模様替え等の施工に際して、第三者に損害を与えないように十分留意し、万一損害を与えたときは、私の責任において問題の解決に当たること。

(3) 模様替え等に係る造作及び工作物について、機構が請求したとき、又は賃貸借契約が終了したときは、直ちに私の負担で撤去し、原状回復し、又はその費用を負担すること。

(4) 機構から模様替え等部分の原状回復を免除されたときでも、賃貸借契約終了時に当該部分に汚損、破損等があるときは、その修復費用を負担すること。

(5) 模様替え等に係る造作及び工作物についての買取請求権及び有益費償還請求権を放棄すること。

(6) その他機構が指示する事項に従うこと。

以上

(注) この届出の裏面又は別紙において、簡易模様替え等とする模様替え等の種類及び工作基準を記載する。

別紙4-2（機構の造作又は工作物を撤去して造作又は工作を行うものであり、かつ、賃貸借契約終了時の原状回復義務を免除するものである場合）(ト)

令和 年 月 日

簡易模様替え等届

独立行政法人都市再生機構 支社
支社長 殿

団地
第 街区第 号棟第 号室
賃借人

下記のとおり模様替え等を行いたいので、設計図面・製品カタログを添付し、届け出ます。

記

1 模様替え等の内容（該当する番号を記入してください。）

2 模様替え等の条件

(1) 機構が定める「模様替え等工作基準」を遵守して、模様替え等を施工すること。

(2) 模様替え等の施工に際して、第三者に損害を与えないように十分留意し、万一損害を与えたときは、私の責任において問題の解決に当たること。

(3) 私の設置した模様替え等に係る造作及び工作物（以下「造作物等」といいます。）について、機構が請求したときは、直ちに私の負担で撤去し、原状回復し、又はその費用を負担すること。

(4) 当該模様替え等は、私の申請により機構の造作物等を撤去して造作又は工作を行うものであることから、賃貸借契約終了時に私の設置した造作物等を残置するとともに、当該造作物等に汚損、破損等があるときは、その補修費用を負担すること。

(5) 当該模様替え等に係る造作物等についての買取請求権及び有益費償還請求権を放棄すること。

(6) その他機構が指示する事項に従うこと。

以上

(注) この届出の裏面又は別紙において、簡易模様替え等とする模様替え等の種類及び工作基準を記載する。